

## 社会福祉法人みつわ会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みつわ会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のように報酬を支給する。

役職	支給の単位	金額
理事長	法人の実務を執り行う	100,000円
理事	監査、理事会及び評議員会の出席につき	3,000円
監事	監査、理事会及び評議員会の出席につき	3,000円
評議員	評議員会の出席につき	3,000円
その他の委員 (評議員選任・解任委員/第三者委員/その他理事長が認めるもの)	評議員・選任解任委員会の出席につき 第三者委員会の出席につき 用務の出席につき	3,000円

(理事長以外は源泉を除いた金額)

### (前条の除外)

第3条 前条の支給対象たる役員等は、法人職員としての地位を有さない者に限り支給することとし、併給はしない。

### (公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月14日より施行する。